

時代の変化や事業内容に適した効果的な情報発信の推進に関する調査・分析業務 仕様書

1 業務の名称

時代の変化や事業内容に適した効果的な情報発信の推進に関する調査・分析業務

2 業務の目的

本業務は、SNS による市政情報の発信手法として、インフルエンサーと連携することで、より多くの市民に訴求し、市民の行動変容につなげることが可能か、調査研究を通じてその連携手法や有効性を検証することを目的とする。

3 業務内容

札幌市保健福祉局、消防局及び人事委員会事務局の各局と連携し、Instagram において、インフルエンサーと連携した情報発信を行う。実施にあたっては、企画・発信の手法や各局との連携方法を具体的に示すとともに、市民やターゲット層の興味・関心を引きつけ、投稿の拡散やフォロワーの拡大、市民の行動変容が期待できる内容を企画すること。詳細は以下の通り。

(1) 保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課（以下「保健福祉局」という。）と連携したプロモーション

市民の健康寿命延伸に向けて、市民の健康意識の向上や健康行動の変容を促すことを目的として、Instagram において一定の影響力を持つインフルエンサー 1 名以上によるプロモーションを実施すること。

ア インフルエンサーの選定

(ア) Instagram をはじめとする SNS でのフォロワー数を 5,000 人以上有すること。

(イ) 「食」や「運動」、「睡眠」など健康にまつわる分野における一定の発信実績があること。

(ウ) 本業務の目的を理解し、市民の健康意識の向上や健康行動の変容を促すことに協力する者であること。

イ 情報発信の手法

(ア) 複数回のフィード投稿（ホーム画面に表示される投稿）及びリール投稿（90 秒以内のショート動画投稿）を行うこと。必要に応じたストーリー投稿（投稿後 24 時間を経つと表示がされなくなる機能）の活用は妨げない。

(イ) アで選定したインフルエンサーが、自身が有する Instagram アカウントで発信すること。

(ウ) 投稿前に、委託者及び保健福祉局の確認を受けること。

(エ) 投稿には、委託者及び保健福祉局が指定するハッシュタグをつけること。

(オ) 撮影するイベントの選定や撮影スケジュール等については、事前に保健福祉局と協議し決定すること。

(カ) 本業務に係るインフルエンサーのすべての活動費用（交通費、謝礼など）は受託者が負担すること。また、活動における撮影許可関係は原則保健福祉局または受託者が行うこと。

ウ 成果検証

下記の項目に基づき、プロモーションの成果検証を行うこと。検証に必要なデータについては、適宜保健福祉局より提供するほか、必要に応じ受託者において調査・収集すること。また、下記の項目以外においても、上記(1)に示した目的の達成に資するプロモーションを実施した場合は、適切なデータを用いて検証を行うこと。

(ア) 保健福祉局が市内の商業施設（イオンモール等を想定）で実施するイベントの参加者数

(2) 消防局総務部総務課（以下「消防局」という。）と連携したプロモーション

市民の消防活動への関心を高めることを目的として、消防局の Instagram アカウント（@sapporo_fire_bureau）を活用して、Instagram において一定の影響を持つインフルエンサー 1 名以上によるプロモーションを実施すること。

ア インフルエンサーの選定

(ア) Instagram をはじめとする SNS でのフォロワー数を 5,000 人以上有すること。

(イ) 本業務の目的を理解し、市民の消防活動への関心向上に協力する者であること。

イ 情報発信の手法

(ア) 複数回のフィード投稿（ホーム画面に表示される投稿）及びリール投稿（90 秒以内のショート動画投稿）を行うこと。必要に応じたストーリー投稿（投稿後 24 時間を経つと表示がされなくなる機能）の活用は妨げない。

(イ) 必要に応じ、アで選定したインフルエンサーが、自身が有する Instagram アカウントで、リポスト（自分の投稿として再投稿）する等、効果的に発信すること。

(ウ) 投稿前に、委託者及び消防局の確認を受けること。

(エ) 投稿には、委託者及び消防局が指定するハッシュタグをつけること。

(オ) 本業務に係るインフルエンサーのすべての活動費用（交通費、謝礼など）は受託者が負担すること。また、活動における撮影許可関係は原則消防局または受託者が実施すること。

(カ) 実施においては、別記「札幌市ソーシャルメディア活用ガイドライン」及び「札幌市消防局 Instagram（@sapporo_fire_bureau）運用ポリシー」を遵守すること。

ウ 成果検証

下記の項目に基づき、プロモーションの成果検証を行うこと。検証に必要なデータについては、適宜消防局より提供するほか、必要に応じ受託者において調査・収集すること。また、下記の項目以外においても、上記(2)に示した目的の達成に

資するプロモーションを実施した場合は、適切なデータを用いて検証を行うこと。

(ア) 業務委託期間における消防局の Instagram アカウント

(@sapporo_fire_bureau) のフォロワー数

(イ) 本業務で実施する投稿の閲覧数、リーチ数

(ウ) 消防局が運営する市民防災センターの来場者数

(エ) 消防局が実施する救急車の適正利用啓発及び消防団員入団促進キャンペーン（令和6年10月15日～12月13日）期間における消防局のホームページ閲覧数及び消防団員加入数

エ その他の支援・助言

消防局の Instagram アカウント (@sapporo_fire_bureau) が市民の消防活動への関心を高めるために効果的な媒体となるよう、(2)-イで定める情報発信以外の内容（プロフィールページ、コンセプト設定及び消防局が独自に行う投稿等、運用全般に係る事項）について、必要に応じて適切かつ効果的な支援・助言を行うこと。

(3) 人事委員会事務局任用課（以下「人事委員会事務局」という。）と連携したプロモーション

人事委員会事務局によるアカウント開設に向けた支援・助言を行うとともに、本市職員の志望者増加を目的に、職員採用試験の主な対象である若年層を対象に人事委員会事務局の Instagram アカウントを活用して、Instagram において一定の影響を持つインフルエンサー1名以上によるプロモーションを実施すること。

ア インフルエンサーの選定

(ア) Instagram をはじめとする SNS でのフォロワー数を 5,000 人以上有すること。

(イ) 本業務の目的を理解し、本市職員の志望者増加に協力する者であること。

イ 情報発信の手法

(ア) 複数回のフィード投稿（ホーム画面に表示される投稿）及びリール投稿（90秒以内のショート動画投稿）を行うこと。必要に応じたストーリー投稿（投稿後24時間を経つと表示がされなくなる機能）の活用は妨げない。

(イ) 必要に応じ、アで選定したインフルエンサーが、自身が有する Instagram アカウントで、リポスト（自分の投稿として再投稿）する等、効果的に発信すること。

(ウ) 投稿前に、委託者及び人事委員会事務局の確認を受けること。

(エ) 投稿には、委託者及び人事委員会事務局が指定するハッシュタグをつけること。

(オ) 本業務に係るインフルエンサーのすべての活動費用（交通費、謝礼など）は受託者が負担すること。また、活動における撮影許可関係は原則人事委員会事務局または受託者が実施すること。

(カ) 実施においては、別記「札幌市ソーシャルメディア活用ガイドライン」及び人事委員会事務局が別途定める Instagram 運用ポリシーを遵守すること。

ウ 成果検証

下記の項目に基づき、プロモーションの成果検証を行うこと。検証に必要なデータについては、適宜人事委員会事務局より提供するほか、必要に応じ受託者において調査・収集すること。また、下記の項目以外においても、上記(3)に示した目的の達成に資するプロモーションを実施した場合は、適切なデータを用いて検証を行うこと。

(ア) 人事委員会事務局の Instagram アカウントの業務委託期間における月毎のフォロワー数

(イ) 人事委員会事務局が運用する職員採用情報のホームページの閲覧数

(ウ) 人事委員会事務局が令和 7 年 3 月に実施するオンラインイベントの参加者数

エ その他の支援・助言

人事委員会事務局の Instagram アカウントが本市職員の志望者増加のために効果的な媒体となるよう、(3)イで定める情報発信以外の内容（アカウントのプロフィールページの作成及びコンセプト設定等、運用全般に係る事項）について、人事委員会事務局によるアカウント開設時から適切かつ効果的な支援・助言を行うこと。

(4) 共通事項

ア 人員体制

受託者は、上記(1)～(3)のプロモーション実施時期が重複した場合も業務が滞ることのないよう、適切な人員体制を組むこと。

イ 実施方法

効果的なプロモーションの実施のため、各インフルエンサーは、原則 1 か月に 1 回以上、各局（保健福祉局、消防局及び人事委員会事務局）と対面（オンラインミーティングを含む。）で打ち合わせ等を行い、各局の意向を丁寧に聞き取りながらプロモーションを進めるとともに、その効果を都度確認し、必要に応じ手法の見直し・改善を行うこと。

ウ 成果物の納入

下記の形式及び仕様等に基づき、本業務のために作成した静止画・動画データを提出すること。

・形式：静止画の場合 JPEG、JPG、PNG のいずれか

動画の場合 WMV もしくは MP4

・仕様等：委託者が受領可能な手法により、作成した静止画・動画データを提出すること

エ 報告書作成

受託者は、各プロモーションの実施結果及びインフルエンサーによる SNS 広報の可能性について考察した報告書データを提出すること。

オ 留意事項

投稿後、投稿自体を見直す必要が生じた場合は、各局の指示のもと迅速に投稿

の削除や再投稿を行うこと。

(5) 独自提案

本事業の実施にあたって考えられる独自企画の提案は妨げない。

4 業務の範囲

「2業務の目的」を達成するためにかかる一切の業務とする。

5 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

6 権利関係について

- (1) この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項の内容は第三者に漏らさないこと。
- (2) 「3業務内容(1)」の業務における成果物について、受託者は以下の項目における委託者の利用を許諾する。また、受託者は、委託者の以下の項目における利用を目的とした成果物の改変についても許諾する。
 - ア 委託者の運営するホームページ及びSNS上への掲載
 - イ 札幌市役所本庁舎及び各区役所等、市有施設等での放映
 - ウ 委託者が主催するイベント及び研修等での放映
- (3) 受託者は、「3業務内容(2)及び(3)」の業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

7 留意事項

- (1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外務の漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (4) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

8 本件に係る問い合わせ先

札幌市総務局広報部広報課 田原・菅原
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2036 ファクス：011-218-5161